



医療対策協議会と地域医療支援センター の体制について

医療対策協議会と地域医療支援センターの関係について

- ・地域医療支援センターの円滑な運営に資するため、運営委員会が設置されている。
- ・運営委員会は、医療対策協議会のワーキンググループとして、医療対策協議会における意見集約を効率的に行うため、実務的な調整を行い、その結果を医療対策協議会に報告する。



	医療対策協議会
開催目的	医師確保対策の具体的な実施に係る事項
構成員	18名 出席者：大学、病院関係者、市町村等
所掌事項	1.キャリア形成プログラムの内容 2.地域枠の設定 3.医師の派遣調整（派遣人数、期間） 4.派遣医師のキャリア支援・負担軽減策 5.臨床研修病院の定員設定 等

	センター運営委員会
開催目的	センターの運営に関する事項
構成員	8名 出席者：大学、病院関係者、県
所掌事項	・センターの業務内容に関すること ・センターの運営のあり方に関すること ・医療対策協議会から検討の付託を受けた事項に関すること 等

センター（県）
・医師不足状況等の把握、分析 ・医師のキャリア形成支援 ・医師不足病院の支援 等
キャリアコーディネーター
・対象医師の就業場所、就業状況等の要望聴取（個人面談） ・大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討

令和4年度 医療対策協議会の付託（案）について

- 地域医療支援センター運営委員会は、医療対策協議会から検討の付託を受けた事項に関することを検討し、医療対策協議会に検討結果を報告することとされている。
- 今年度は、医療対策協議会から、地域医療支援センター運営委員会に、以下の事項を付託することとしてはどうか。

医療対策協議会の所掌事項（運営指針より）

- （１）キャリア形成プログラムに関する事項
- （２）医師の派遣に関する事項（地域枠医師が主な対象）



〈医療対策協議会で協議する事項〉

具体的な内容

- 1. キャリア形成プログラムの見直し方針【協議事項イ(イ)】
- 2. 医師派遣の方針（R4第1回医療対策協議会にて協議済）

〈地域医療支援センター運営委員会に検討を付託する事項〉

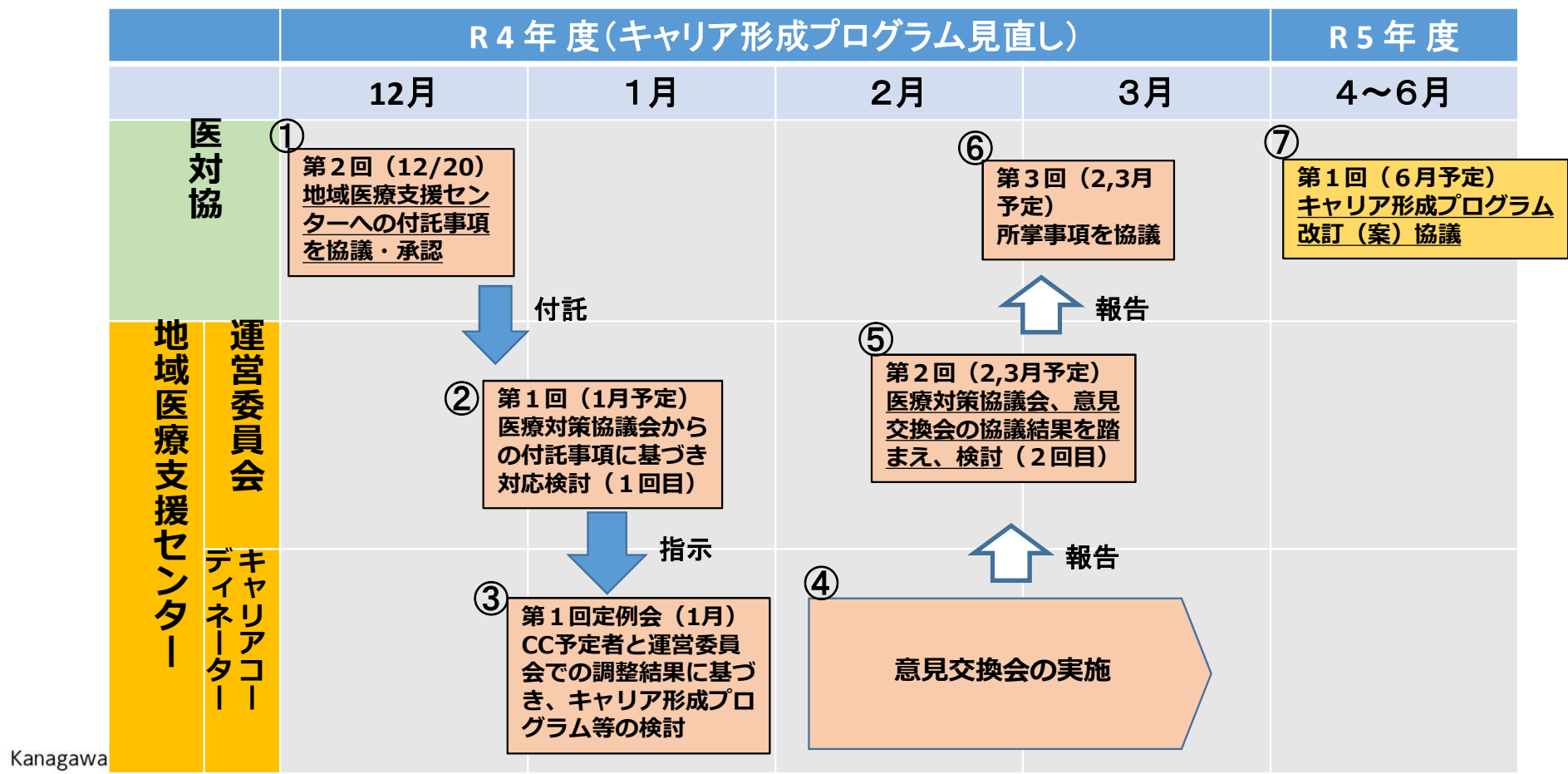
具体的な内容

- 1. キャリア形成プログラムの改訂案の作成
- 2. 医師派遣先の調整
 - ・ 医療機関との調整
 - ・ 地域枠学生・医師との意見聴取（個人面談）



スケジュール(例)

【キャリア形成プログラムの見直しに係る協議スケジュール】



説明は以上です。
(以下のスライドは参考)

地域医療支援センターとは

医療法において、以下のとおり、規定されている。

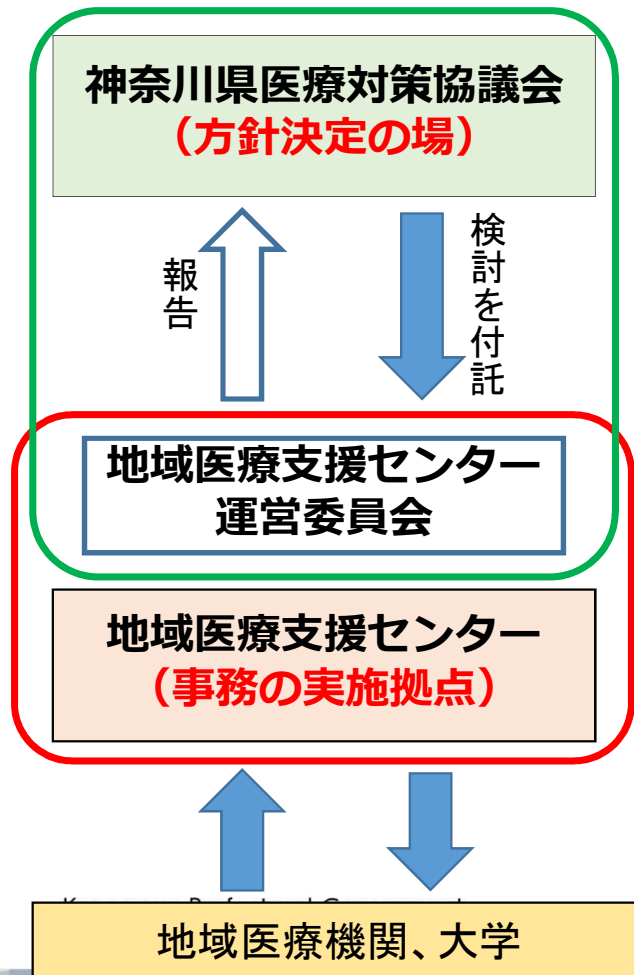
- ①都道府県は、医療対策協議会において、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、**各種の事務**を実施するよう努めるものとする。（医療法第30条の25第1項）
- ②都道府県は地域医療支援事務を実施するに当たり、**地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。**（医療法第30条の25第4項）

法定事務

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

これらの事務を具体的に実行し、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能を確保するために、**神奈川地域医療支援センター**を設置した。
（平成27年10月30日）

医療対策協議会と地域医療支援センターの事務について



医療対策協議会の所掌事項（運営指針より）

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項（地域枠医師が主な対象）
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項（臨床、専門研修）
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

地域医療支援センターの法定事務（医療法30条）

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

医療対策協議会と地域医療支援センターの事務について

医療対策協議会の所掌事項（運営指針より）

- ①キャリア形成プログラムに関する事項
- ②医師の派遣に関する事項（地域枠医師が主な対象）
- ③キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- ⑥医師法の規定によりその権限に属させられた事項（臨床、専門研修）
- ⑦その他医師の確保を図るために必要な事項

地域医療支援センターの法定事務（医療法30条）

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

